

令和7年度(2025年度)子ども芸術文化活動支援(伝統芸能団体交流)事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 熊本県では、同じ分野の伝統芸能に取り組む子どもたちが地域間交流を通じて、伝統芸能への誇りや守り続けることの大切さを認識することで、次世代への継承に繋げることを目的に、伝統芸能の地域間交流活動を主体的にかつ継続して行う団体の交流活動費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要項によるものとする。

(定義)

第2条 本事業でいう伝統芸能とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 雅楽
- (2) 能楽(能、狂言)
- (3) 文楽
- (4) 歌舞伎
- (5) 邦楽(箏、三味線、和太鼓、民謡等)
- (6) 邦舞(日本舞踊)
- (7) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)

2 本事業でいう子どもとは、小学生又は中学生をいう。

3 本事業でいう団体とは、次に掲げるすべての項目を満たすものをいう。

- (1) 熊本県内を活動の拠点とする伝統芸能団体であること。
- (2) 子どもが加入している団体であること。
- (3) 直近の3年間で子どもたちによる伝統芸能活動の実績があること。
- (4) 将来にわたり地域間交流を継続していく団体であること。

4 本事業でいう地域間交流とは、複数地域の団体が参画し子どもたちが交流を行うことをいう。なお、団体が定例的に行う発表会等の活動はこれに含まない。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条第3項に該当する団体又は団体を構成員とする実行委員会とする。

(補助対象事業及び事業実施期間)

第4条 補助対象となる事業は、次に掲げるすべての項目を満たすものとする。

- (1) 子どもが参加すること。
- (2) 熊本県内で行う地域間交流であること。

2 補助対象事業は、令和7年(2025年)8月12日から令和8年(2026年)2月28日までの間に実施されるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助対象経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助額・補助率
会場使用料、道具(楽器等)運搬費、講師謝金、広報費等	補助対象者が主催する一つの事業につき 上限20万円 補助対象経費の1/2以内

(補助事業の募集)

第6条 補助事業の募集期間は、令和7年(2025年)7月22日から令和7年(2025年)8月1日まで(消印有効)とする。ただし、予算の執行状況によっては、追加募集を行うものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、交付申請書(別記第1号様式)に事業計画書等を添えて、前条に定める募集期間内に1部を提出するものとする。

(交付決定)

第8条 前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて調査を行い、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかを確認し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行う。

2 規則第6条及び前項の規定による補助金の交付決定は、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 規則第7条第1項に規定する変更事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域間交流の計画の主要部分の変更
- (2) 補助対象経費の30パーセントを超える減額
- (3) 補助対象経費の増額

2 規則第7条第1項に規定する変更申請書の様式は、別記第3号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する同規則第6条に規定する補助事業の内容等の変更の決定の通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第4号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは計画変更承認通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条の規定に基づき申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定により補助事業が完了したときは、実績報告書(別記第6号様式)を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年(2026年)3月13日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条に規定する補助金の額の確定は、補助金交付確定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第13条 規則第16条第1項に規定する補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記第8号様式)を提出しなければならない。

(証拠書類の保管)

第14条 規則第23条に規定する証拠となる書類の保管期間は、5年とする。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和7年(2025年)7月22日から施行する。